

船舶インシデント調査報告書

平成31年2月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	平成30年7月15日 09時20分ごろ
発生場所	千葉県富津市第1海堡 ^{かいぼ} 北北東方沖 第2海堡灯台から真方位073° 1.6海里（M）付近 （概位 北緯35° 19.2′ 東経139° 46.3′）
インシデントの概要	遊漁船 ^{かねとら} 金寅丸は、南進中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	平成29年7月30日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 金寅丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	KN3-15007（漁船登録番号）、個人所有 第235-38943号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮高 約0.6m、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、富津市富津岬 北方約2Mで釣りを終え、神奈川県三浦市金田港に向けて約10ノッ トの対地速力で南進中、第1海堡と富津岬との間の底質が砂地の浅所 （以下「本件浅所」という。）に座洲した。 本船の喫水は、船首約1.0m、船尾約1.8mであった。 船長及び釣り客は、救命胴衣を着用していた。 船長は、本件浅所付近を航行するのが初めてであり、事前に海図を 調べるなどして水路調査を行っていなかった。
分析	本船は、南進中、船長が、本件浅所の存在を知らずに航行したこと から、本件浅所に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、南進中、船長が、本件浅所の存在を 知らずに航行したため、本件浅所に座洲したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考 えられる。 ・ 初めて航行する海域は、事前に海図を調べるなどして水路調査を 行い、浅所等の位置を把握すること。